

複数校合同チームの大会参加に関する規程

石川県高等学校・中学校ゴルフ連盟

趣 旨

部員数の不足等により団体戦における単一校でのチームの編成ができず、大会参加の困難な学校が生じている現状を踏まえ、選手により多くの大会参加の機会を与え、その経験を通じてより良い人格の育成に資することを目的とする。

この規程の趣旨は、あくまでも単一校でチーム編成ができない部員への「救済措置」であり、勝利至上主義のためのチーム編成には適用しない。したがって、自校内での選手確保が最優先に行われるべきであり、安易な複数校合同チームの編成を認めるものではない。

上記の趣旨を踏まえ、複数校合同チーム(以下「合同チーム」という)を編成する場合は、下に示す 1)～8)の編成の条件を満たす必要がある。

なお、合同チームとして大会参加が認められるのは、当該大会の競技規定で認められている場合のみとする。

編成の条件

1) 編成の範囲

- ・石川県高等学校・中学校ゴルフ連盟（以下、県高ゴ連）および北陸三県高等学校ゴルフ連盟主催の複数校出場が認められた大会の団体の部とする
- ・合同チームは2校間での編成とするが、県高ゴ連理事会が必要と認めた場合は3校以上での編成を許可する。

2) 編成の規準

- ・合同チームを編成する選手は、県高ゴ連に加盟していること。
- ・自校内で部員数の不足を補うことが困難である。
- ・部員数の不足とは大会出場に必要な競技力を持つ選手が3人に満たない場合を指す。

3) 編成の方法

- ・県高ゴ連に相談の上、以下の方法で編成を行うこと。
- ・自校内での選手確保を最優先に行う。
- ・自校内での選手確保が困難な場合、次のアからエのいずれかで合同チームを編成とする。
 - ア 人数を満たしているチームから部員を借り編成する。
 - イ 部員数が不足している2校で1チームを編成する。
 - ウ 2校間での編成が困難であり理事会が必要と認めた場合、3校以上で編成する。
 - エ 競技力等の事由によりア～ウでの編成が現実的ではないと理事会が認めた場合、人数を満たしている他の学校と合同チームを編成する。

4) 合同チームの人員の扱い

- ・編成後の人数は、合同チームに派遣される生徒の心情等に配慮し「編成の基準」の人数を超えて編成できる。
- ・承認された合同チームの人員は変更できない、上位大会進出時も同様とする。
- ・選手は、当該合同チームが出場する大会において自校単一チームと兼ねることはできない。
- ・合同チームに登録された選手は、自校単一チームの選手として上位大会に出場できない。
- ・合同チームを構成する複数校の選手として参加申込書に記載されること。

5) 編成の手続

- 1 合同チームの編成を各校の校長に認められた上で、「複数校合同チーム大会参加承認申請書」を提出する。
- 2 申請書が提出された場合、県高ゴ連理事会で十分に審議を行う。
- 3 理事長は、審議の結論をもとに承認の可否の判断を行い、その結果をすみやかに当該校に報告をする。
- 4 大会への出場権を獲得した場合は、当該校のいずれかが参加申込書を合同チーム様式で作成し、大会事務局へ提出する。
- 5 チーム名及びユニフォーム
 - ・チーム名は、校名連記とし、校名順番は当該校で話し合った上で決定する。
 - ・ユニフォームについては、保護者の経済的負担及びチームの継続性等を考慮し、合同チームでユニフォーム等を新調することはできるだけ控える。
 - ・統一したユニフォームの使用を使用する場合は、一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟ユニフォーム規定に違反しないこと。ユニフォームの学校名については校名連記とする。

7) 引率並びに監督

- ・合同チームの引率・監督は、一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に登録されている該当校の顧問が行う。
- ・ただし、やむを得ない場合は、学校長承認のもと、代表引率・監督として出場校の教員があたるものとする。保護者または部活動指導員のみでの合同チームの代表監督をする事はできない。

8) 合同チーム出場資格の有効期限

- ・承認された合同チームとしての資格は、当年度の対象となる大会終了時までとする。

この規程は、令和7年10月1日から施行する。